

福岡県公報

平成30年12月25日
第4054号

目次

告示 (第1140号 - 第1149号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5

選挙管理委員会

- 平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正 (市町村支援課) 5

告示

福岡県告示第1140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	岡垣線	前	遠賀郡岡垣町大字海老津594番3先から 遠賀郡岡垣町大字海老津602番15先まで	30.8 ～ 40.8	27.2
			後	遠賀郡岡垣町大字海老津594番3先から 遠賀郡岡垣町大字海老津602番15先まで	38.0 ～ 42.4	

福岡県告示第1141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	一般国道	322号	前	田川市大字猪国454番5先から 田川市大字猪国470番2先まで	6.3 ～ 24.9	259.0

			後	田川市大字猪国454番5先 から 田川市大字猪国470番2先 まで	9.8 ～ 43.0	259.0
--	--	--	---	--	------------------	-------

福岡県告示第1142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年12月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	322号	田川市大字猪国454番5先から 田川市大字猪国470番2先まで

福岡県告示第1143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	上ノ河内 有 安 線	前	築上郡築上町大字上ノ河 内1132番4先から 築上郡築上町大字上ノ河 内1145番2先まで	5.0 ～ 16.8	48.2

			後	築上郡築上町大字上ノ河 内1132番4先から 築上郡築上町大字上ノ河 内1145番2先まで	6.0 ～ 17.4	48.2
--	--	--	---	--	------------------	------

福岡県告示第1144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	国 見 松 江 線	前	豊前市大字中村676番13先 から 豊前市大字中村676番12先 まで	10.6 ～ 10.6	14.4
			後	豊前市大字中村676番13先 から 豊前市大字中村676番12先 まで	9.3 ～ 10.8	14.4

福岡県告示第1145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

京 築	県道	犀 川 豊 前 線	前	豊前市大字大西610番 1 先 から 豊前市大字久路土14番 1 先 まで	7.6 ～ 9.2	134.8
			後	豊前市大字大西160番 1 先 から 豊前市大字久路土14番 1 先 まで	7.6 ～ 17.4	

福岡県告示第1146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月25日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	山 内 吉 富 線	前	豊前市大字鬼木468番 1 先 から 豊前市大字鬼木500番 2 先 まで	11.0 ～ 19.0	156.6
			後	豊前市大字鬼木468番 1 先 から 豊前市大字鬼木500番 2 先 まで	11.0 ～ 23.2	

福岡県告示第1147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月25日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	野 路 土 佐 井 線	前	築上郡上毛町大字土佐井 829番 5 先から 築上郡上毛町大字土佐井 805番 1 先まで	8.9 ～ 12.0	72.8
			後	築上郡上毛町大字土佐井 829番 5 先から 築上郡上毛町大字土佐井 805番 1 先まで	8.9 ～ 12.0	

福岡県告示第1148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月25日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	東 下 中 津 線	前	築上郡上毛町上唐原2429 番 1 先から 築上郡上毛町上唐原2421 番 1 先まで	12.6 ～ 18.0	40.2
			後	築上郡上毛町上唐原2429 番 1 先から 築上郡上毛町上唐原2421 番 1 先まで	9.2 ～ 14.0	

福岡県告示第1149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	吉 富 本 耶 馬 溪 線	前	築上郡上毛町大字上唐原 646番1先から 築上郡上毛町大字上唐原 611番1先まで	10.0 ～ 13.2	71.0
			後	築上郡上毛町大字上唐原 646番1先から 築上郡上毛町大字上唐原 611番1先まで	10.0 ～ 13.2	71.0

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年12月25日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス原田店
- (2) 所在地 筑紫野市原田六丁目7番5、7番6、7番7、7番8、7番9、7番10、7番11、7番12、7番13、7番14、7番15、7番16、7番17、7番18、7番19、7番20、1014番

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項について

- ・駐車場の設置について、駐車場法（駐車場法施行令）、及び福岡県福祉のまちづくり条例の基準に適合させること。

- ・東側出入口の前面にあたる市道筑紫・原田線については、終日交通量の多い路線であるため、同路線において駐車待ちの行列が発生しないように敷地内において空きスペースへの円滑な誘導等の対策を講じること。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等について

- ・駐車場の出入の際、運転手から駐車場に面する歩道の歩行者を十分に視認できるようなぼり旗の設置位置等について配慮すること。
- ・車両が敷地から市道に出る際は、歩道を通行中の一般歩行者の安全に配慮し、敷地側に一旦停止を促す路面標示及び注意看板の設置等対策を講じること。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮について

- ・特になし

(4) 防災・防犯対策への協力について

- ・本市との災害時における物資調達・供給等に関する協定の締結に協力すること。
- ・屋外を録画する防犯カメラを設置する場合、公道を一部でも録画範囲に加えるよう検討すること。

(5) 騒音の発生に係る事項について

- ・工事に伴う騒音等については、学校に配慮し実施すること。
- ・工期中、適切な防音防振対策を講じることにより、騒音振動の低減に努めること。
- ・特定建設作業を伴う建設工事については届出をすること。
- ・開業後についても騒音が発生しないよう十分な配慮をすること。
- ・苦情が発生した場合は誠意ある対応をすること。

(6) 廃棄物に係る事項等について

- ・特になし

(7) 街並みづくり等への配慮等について

- ・原田駅前地区地区計画区域内であるため、地区整備計画の内容に合致した街並み作りを行うこと。

- ・看板等の広告を設置する場合は、福岡県屋外広告物条例に基づき、手続きを行う

こと。

(8) その他

- ・工事にし、工事内容、期間等を原田小学校及び筑紫野南中学校に説明すること。
 - ・通学路における工事車両等の事故防止など、工事中は児童生徒の安全に注意すること。
 - ・敷地面積2,000㎡以上の建築物、工作物の新設、改築については「筑紫野市環境配慮に関する要綱」の対象事業に当たるため、速やかに同要綱に基づく事業の届出をすること。
 - ・工期中・開業後も騒音以外（振動・悪臭・低周波音など）についても苦情が発生しないよう十分な配慮をすること。
 - ・苦情が発生した場合は誠意ある対応をすること。
 - ・屋外照明等の設置に際しては、環境省作成の光害対策ガイドラインを用いて周辺環境に充分配慮すること。
 - ・青少年の非行防止対策等について
- 福岡県青少年健全育成条例は、第34条に青少年を深夜（午後11時～翌午前4時）に外出させる行為の制限を規定している。このように、同条例により県民の総力をあげての各種対策が推進されるなか、当該店舗においては、青少年の立入が多く、営業時間が9時から22時までという状況ではあるが、特に、学校の放課後である夕方から営業終了時までの警備強化を図るとともに、防犯及び青少年の非行防止等の対策を講じること。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年12月25日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小都市稲吉字若宮1309番1及び1309番4から1309番10まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区明和町9番1号

株式会社海王

代表取締役 竹下 弘実

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第108号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書について、平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第1区）における候補者井上貴博の出納責任者から訂正の報告があったので、同法第192条第1項の規定に基づき公表した平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（平成30年4月福岡県選挙管理委員会告示第62号）の一部を、次のとおり改める。

平成30年12月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第1区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨中、井上貴博の項を次のとおり改める。

No.2

候補者氏名	井上 貴博	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	大谷 明治
第1回報告分	期間	平成29年10月6日から平成29年11月6日まで		報告書受理年月日	平成29年11月6日

取 入		支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(寄附額)	人 件 費	380,000 円
自由民主党福岡県第一選挙区支部	5,134,267 円	家 屋 費	482,254 円
自由民主党福岡県支部連合会	200,000 円	(選挙事務所費 (集会会場費)	268,534 円)
井上貴博後援会	134,267 円	通 信 費	0 円
		交 通 費	161,337 円
		印 刷 費	999,000 円
		広 告 費	1,098,990 円
		文 具 費	15,628 円
		食 糧 費	47,672 円
その他の寄附		休 泊 費	0 円
その他の収入		雑 費	274,074 円
今 回 計	5,468,534 円	今 回 計	3,458,955 円
前 回 計	0 円	前 回 計	0 円
総 計	5,468,534 円	総 計	3,458,955 円

項 目	金 額
選挙運動用通常業務書の作成	170,100 円
ビラの作成	421,200 円
ポスターの作成	383,400 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	109,828 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円

個人演説会の立札及び看板の作成	119,175 円
計	1,203,703 円

No.3

候補者氏名	井上 貴博	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	大谷 明治
第2回報告分	期間 平成29年11月7日から平成29年11月10日まで			報告書受理年月日	平成29年11月13日

取入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)	人件費 0 円
	家屋費 345,000 円
	(選挙事務所費 345,000 円)
	(集会会場費 0 円)
	通信費 383,030 円
	交通費 0 円
	印刷費 126,372 円
	広告費 2,300,400 円
	文具費 0 円
その他の寄附	食糧費 0 円
その他の収入	宿泊費 0 円
	雑費 0 円
今回計 0 円	今回計 3,154,802 円
前回計 5,468,534 円	前回計 3,458,955 円
総計 5,468,534 円	総計 6,613,757 円